



防犯ふくおか

●発行編集●

社団法人 福岡県防犯協会連合会
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部内
電話 092 633 3221
ホームページ http://www.fukuboren.com/
昭和32年8月5日 第3種郵便物認可
毎月1回1日発行 定価一部5円
印刷 白木メディア株式会社

地域ぐるみで子どもの見守りを

春です。ランドセルを背負ったかわい
い新一年生の姿が通学路に見られる
季節になりました。低学年の子どもた
ち、特に新一年生は親の手元を離れた
ばかりで、まだ、身の安全を自覚する
力が備わっていません。家庭はもちろ
ん、地域社会、学校、その他の関係者
が緊密に連携して子どもの安全を見守っ
ていくことが大切です。

子どもを犯罪から 守りましょう!



子どもを狙った危険な犯罪

子供（20歳未満）が被害者となる犯
罪は全犯罪の約2割弱です。
犯罪自体は警察やボランティアの活
動によって平成15年ころを境に減少し
ていますが、誘拐や性犯罪などは非常
に高い割合で子どもが被害者になっ
ており、保護者の大きな不安となっ
ています。これら子どもが被害にかか
りやすい犯罪は、一歩間違えば殺人な
どの重大事件に発展する恐れがあり注
意が必要です。

子どもの被害事件の検証

過去に子どもがわいせつ目的に誘拐
され殺害された主な事件を検証して
みると、被害は

平日の下校中に多い。
犯行場所は大半が路上で発生。
家屋密集地域での発生もある。
被害児童の年齢は、7歳（小学一年
生）が突出して多い。

事例

- ・栃木県の小一女兒殺人事件 (H17年12月)
 - ・広島県の小一女兒殺人事件 (H17年11月)
 - ・奈良県の小一女兒殺人事件 (H16年11月)
 - ・群馬県の小一女兒殺人事件 (H16年3月)
 - ・福岡県
春日市小一女兒殺人事件 (H9年8月～屋内)
 - ・飯塚市の小一女兒2人殺人事件 (H4年2月)
 - ・太宰府市の小一男児殺人事件 (H2年2月)
- など
事件のほとんどは、一年生が通学にな
れてきた11月から3月の間に起き
ている。
男児の被害もある。

大切な子供を守る防犯対策 保護者の方へ

多くの重大事件の犯人が、犯行のきつ
かけを「たまたま子供が一人でいたか
ら」と供述しています。
子どもを被害に遭わせない最大のボ
イントは、子ども一人で犯人に接する
機会をつくらないことが一番重要なこ
とです。

通学

- ・学校で決められた通学路を通るよう
教えましょう。特に、新一年生は、
学校やご近所の保護者と話し合っ
てクラスが違って一緒に下校するな
どの工夫が必要です。
- ・新一年生は、保護者が通学路を一
緒に確認し、危険箇所や「子供110
番の家」など助けを求める所を教え
ておきましょう。
- ・どうしても一人で帰らなければなら
ないときは、寄り道をせず、まっす
ぐ帰宅するよう指導しましょう。

遊び

- ・子どもの一人遊びは危険です。
特に年少の子どものは、目の届く所
で遊ばせましょう。
- ・遊びに行くときは、どこで、誰と遊
ぶのか家の人に言うてから出かける
よう習慣づけましょう。
- ・大人の目の届かない、自転車置場、
駐車場、屋上など危険な所では遊ば
せないようにしましょう。



- ・留守番、家の出入りなど
- ・宅配便や集金を装った犯罪があることを教え、ドアスコープやインターホン、ドアチーンを利用した対応を指導しましょう。
- ・家への出入りは、周囲の安全を確認させましょう。
- ・エレベーターを使用するときは、知らない人と二人で乗らないよう注意しましょう。

その他

- ・知らない人にはついて行かない。
- ・知らない大人の「お菓子をあげる」「子犬と一緒にさがして」「お母さんが呼んでいるから」などの甘い言葉は「悪い大人」であることを徹底させましょう。
- ・連れて行かれそうになったら大声で「たすけて」と叫ぶ訓練を普段からさせましょう。
- ・防犯ブザーを持たせ、いざというときのために使い方を教えておきましょう。

子どもとの五つの約束

知らない人にはついていかない。
誰かに連れて行かれそうになったら「助けて」と大声で叫びます。
一人では遊びません。寄り道をせず、通学路を通ります。
友だちが、知らない人に連れて行かれそうになったら、大声で助けを呼びます。
遊び（勉強）に行くときは、どこで誰と遊ぶのか、家の人に言うてから出かけます。

地域の方に

地域の連帯が子どもを守ります

全国的に、屋外（路上）で子どもが連れ去られ重大事件に発展したという事例は大きく減少しました。これは近年、ボランティアによる防犯パトロールや見守り活動などが活発になってきた証だと思われれます。現在県内では1000を超える防犯団体が活発な活動を展開しています。

- ・近所の子どもに気をかけて！
- ・一人歩き、一人遊びの子どもを見たら、安全に配慮してやりましょう
- ・不自然な子ども連れには「何かあったのですか」の声をかけましょう
- ・子どもの下校時に合わせて、買物をしたり家の前に立つなど、通学路の警戒のお手伝いをお願いします。

防犯パトロール

パトロールは、子どもの見守りだけでなく、地域全体の犯罪抑止に大変効果があります。パトロールする目立つ姿を多く見せて、犯罪者に機会を与えないことが肝要です。

子供110番の家・店

子どもが不審者につきまとわれたり何らかの犯罪に遭いそうになったときに、救いを求める所が「子ども110番の家・店」です。下校時などに手が空いているときは、家や店の前で、子どもとあいさつを交わすなどの積極的な活動をお願いします。



相談事例

友人と2泊3日の国内パッケージツアー（パック旅行）に電話で申し込んだ。代金は一括で振り込むことにしていたが、翌日、都合が悪くなり旅行会社にキャンセルを申し込んだところ、出発日の20日前なので、旅行代金の20%のキャンセル料を支払ってください」と言われた。申込金も払ってないのに、払わなければならないの？

キャンセル料は発生しません

パック料金の場合、標準旅行業約款によると、申込金の支払いと旅行会社の承諾で契約が成立します。電話申込みだけでは「予約」扱いとなり契約として成立していない

福岡市南区 第一回青パトサミット開催

福岡市南区では、平成18年4月に西高宮校区で青パト第1号が運行を開始したのを皮切りに、現在では区内25校区中13校区に青パトが導入されている。



2月7日、福岡市南区の大池公民館において、13校区の青パトリーダー、警察、市区役所、学校関係者など約35名が参加して、「第二回青パトサミット」が開催された。会議では、各校区のリーダーから活動報告がなされたほか

ので、この場合キャンセル料を払う必要はありません。しかし、旅行代金をクレジットカードで支払うつもりで、旅行会社にカード番号を伝えた場合は、旅行会社が承諾すると契約が成立したことになります。口座から引き落としのときではないので注意が必要です。

旅行を申し込む前に
旅行の契約が成立した後にキャンセルする場合は、旅行開始日までの日数に応じたキャンセル料が発生します。申し込む際には、日程や代金はもちろんです。変更やキャンセルなどの旅行条件をよく確認し、旅行会社から十分に説明を受けた上で申し込みをするようにしましょう。

【資料提供 福岡市消費生活センター】

- ・車両経費の問題
- ・乗務員の確保に関する問題
- ・パトロール活動の効果

マイク広報等パトロール技術の問題など各般にわたって熱心な討議が行なわれ、市区役所や警察に対して、財政支援や許可申請手続きの簡略化などが要望された。

このほか、警察からは、青パトの効果、特に街頭犯罪の抑止に関して大きな効果があったことや、学校関係者から子ども見守り活動へのお礼が述べられるなど活発で有意義な会議となりました。